

第三者による調査について（報告）

政策経営・国際戦略・
行財政・総務委員会資料
令和8年4月27日
総務局

本市幹部職員による告発に係る「第三者による調査」について、現在の状況等について御報告します。

1 3月12日常任委員会以降の経過

- 令和8年3月16日 調査委員3名が就任。調査開始。
3月17～19日 補助員3名が就任。
3月19日 総括コンプライアンス責任者から職員向けに通知を发出。
3月31日 調査委員の要請を受け、市として調査期間を7月末までに変更。調査委員から調査計画書を收受。
4月16日 市コンプライアンス委員会の開催。総括コンプライアンス責任者から職員向けに通知を发出。
調査委員による幹部職員等*へのアンケートの実施及び情報提供窓口の設置。

※ 幹部職員（局区長理事級・部長級）及び調査委員指定の関係者

2 調査委員による「幹部職員等へのアンケートの実施」及び「情報提供窓口の設置」について

調査委員により、幹部職員等へのアンケートが開始されるとともに、職員を対象とした情報提供窓口が設置されました。

(1) 幹部職員等を対象としたアンケート（回答期間：4月16日～4月30日）

- ・前総務局人事部長が告発した「問題のある主な言動」について、事実関係を明らかにするために実施されるアンケートです。
- ・回答方法等：調査委員の指定したホームページのアドレスに、私用の端末から回答することで、市のネットワークを介することなく、調査委員へ回答ができるようになっています。また、回答者が安心して真実を報告できるよう、秘密の厳守を徹底し、回答内容や個人情報が外部や市職員に漏れることがないこと、調査結果の公表に際しても個人が特定される形はとらないこと、アンケートへの回答を理由に利益・不利益な扱いを受けることがないことが周知されています。

(2) 情報提供窓口の設置（設置期間：4月16日～4月30日）

- ・事実関係を明らかにするために「(1)」以外の市職員からの情報提供を受ける機会として設置される窓口です。
- ・情報提供方法：市のイントラネット（YCAN）にQRコードを掲示し、私用のスマートフォンで読み取ることで、市のネットワークを介することなく、調査委員へ情報提供できるようになっています。情報提供者が安心して真実を報告できるよう、「(1)」と同様に、秘密の厳守などの徹底が周知されています。

3 今後の予定

- ・4月中 幹部職員等へのアンケート実施及び情報提供窓口の設置による情報収集
- ・～6月 調査委員が必要と判断した幹部職員等に対してヒアリング
- ・～7月 報告書作成